

# 垂水市立協和小学校 「いじめ防止基本方針」

令和3年3月20日改定

## 1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)などとの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## 2 いじめの基本認識

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行わず、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

○いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

○外見的にはけんかのように見える場合や、インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

○いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、加害者がすぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などにおいては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、全てが厳しい指導を要するとは限らないことにも留意する。

○厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を学校のいじめ対策組織へ情報共有する。

○必要に応じて、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 3 本校の基本理念

いじめは、子供の人権に関わる重大な問題であり、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

一方で、児童生徒は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。(『鹿児島県いじめ防止基本方針』より抜粋)

#### 4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

##### 【いじめ対策推進委員会】

いじめ防止に組織的に対応するため、本委員会を設置し、いじめ防止基本方針に基づく取組の推進、推進状況の確認、取組内容の再検討等を実施する。毎月1回職員会議後に実施し、構成員は以下のとおりとする。

- 〈校内構成委員〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談係・  
 養護教諭・その他関係職員（基本的に全職員）  
 〈校外構成員〉 スクールソーシャルワーカー・教育委員会指導主事・  
 その他関係機関の助言者等

<p>〈家庭・地域との連携〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○PTAとの連携</li> <li>○家庭・保護者との連携</li> <li>○学校評議員との連携</li> <li>○公民館との連携</li> <li>○校区校外生活指導連絡会との連携</li> <li>○集落座談会の活用</li> <li>○民生委員との連携</li> </ul>	<p>〈生徒指導体制〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○報告・連絡・相談 職員→生徒指導主任→管理職（教頭→校長）</li> <li>○職員朝会での報告・検討</li> <li>○職員会議・臨時職員会議での報告・検討</li> <li>○職員研修での事例研修 ・事例研修、啓発資料による研修等</li> <li>○定期的ネットパトロール</li> <li>○人権同和教育の充実 ・各種研修会への参加等</li> <li>〈相談体制〉</li> <li>○教育相談旬間の実施 ・児童全員対象</li> <li>○教育相談の定期的実施 ・学級PTA時 ・希望する保護者対象</li> <li>○保健室の活用 ・児童の相談窓口</li> </ul>	<p>〈関係機関等との連携〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市教育委員会との連携</li> <li>○中・高との連携</li> <li>○垂水幹部派出所との連携</li> <li>○SC, SSWとの連携</li> <li>○市校外生活指導連絡会との連携</li> <li>○児童相談所との連携</li> <li>○学校医との連携</li> </ul>
--	---	---

#### 5 いじめ防止等のための取組

##### (1) 年間計画

月	学期目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特活等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	○基本的な生活習慣をしっかりと身に付ける。(服装・あいさつ・言葉遣い・時間)	年間計画検討・いじめ問題を考える週間	教育相談 楽しいーと		1年生をむかえる会		教育相談(保護者)	校内研修
5		委員会		道) およげないりすさん(2年)				
6		委員会	学校生活アンケート	道) 古いバケツ(5・6年)				
7		委員会						
8		委員会						
9	○異学年交流の活動を通してお互いの親交を深める。 ○いじめや命に関する授業の中で、大切な命について考える。	いじめ問題を考える週間・委員会	楽しいーと	道) ぞうさんとおともだち(1年)				校内研修
10		委員会		道) いのりの手(3・4年) 学) 僕の悩み・私の悩み(全)		ネットエチケット		
11		委員会	学校生活アンケート				教育相談(保護者)	
12		人権週間						
1	○いじめに関する標語を考えることで、人権についての意識を高める。	いじめ問題を考える週間・委員会	楽しいーと					校内研修
2		委員会					教育相談(保護者)	
3		委員会・年間反省	学校生活アンケート			6年生をおくる会		

- (2) 児童理解に努める。
- ア 年度当初の職員会議や校内研修で学校の基本方針の周知を図り、「いじめ防止啓発強調月間」や「いじめ問題を考える週間(学期当初)」「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」等で、自他の心を見つめなおす授業や話し合い活動、講話等を行う。
  - イ 日常的な児童観察に加え、いじめに係る児童の状況を把握するために、楽しいーと等のアンケート調査を定期的実施し、気になる児童には迅速に個人面談を行い、児童の気持ちの変化を捉える。
  - ウ 児童理解の時間を毎週の連絡会等を中心に位置付け、情報収集を図るとともに、生徒指導ファイル(スズキ校務)に記載し、毎月の職員会議の心の教育推進委員会で実態を把握し対策を話し合い、全校体制において情報の共有と周知を行う。
- (3) いじめに向かわせない態度・能力の育成
- ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
    - ・ かけがえのない生命の尊さを理解するために、「いのちの教育」を、道徳科及び全教育活動を通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや他者の生命を尊重する態度を育む。各学年で実施日を統一して、年間1回は道徳科の授業を行う。
    - ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。人権集会において、全員が学年毎のテーマに即した人権作品を作成し、交流することで人権尊重の姿勢を学び、自分の意志で行動が取れるように指導する。(人権教育資料「仲間づくり」の活用)
  - イ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図るために、異学年による清掃活動やSGE(構成的エンカウンター)等を取り入れた集団作りを行う。
  - ウ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。読書旬間等に読書感想画や読書郵便作成期間を設定し、情操教育を推進する。
- (4) いじめが起きにくい集団の育成
- ア 教師は、人間関係づくりという視点から学級教育目標を立て、日々の学級経営に反映させるとともに、「いじめは絶対に許さない」という教師側の姿勢を示し学級づくりに努める。
  - イ 学級の教師と児童の関係や児童相互の関係において、共感的な相互交流(関わり合い・ふれあい)や相互理解(自己理解・他者理解)相互援助といった思いやりのある人間関係を促進するために、学級活動等に仲間づくりの時間を設け、SST(ソーシャルスキルトレーニング)やSGC(構成的エンカウンター)等を取り入れた活動を行う。
  - ウ 一人一人のよさを活かした、「分かる・できる」授業づくりを推進する。
  - エ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。教師が日記帳等による児童からの情報を見逃さない姿勢を示したり、行事等を通して集団の連帯感を深め、成果を称賛したりする。
  - オ 人間関係を深める異学年交流を推進する。(縦割り班活動・全校レクリエーション・児童集会等)
  - カ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を進める。保護者同士が話しにくい雰囲気であればSGE(構成的グループエンカウンター)を取り入れるなど、雰囲気作りも考慮する。
  - キ 担任が、PTA活動や学年・学級活動、地域の行事等に積極的に参加し、情報収集を得ることでいじめ発生防止に努める。
- (5) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成
- ア すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。
  - イ 全校集会での表彰式や学校だより等を利用し、児童の頑張りを他の多くの児童や保護者等に紹介し、自尊感情を高める。
  - ウ 教師は、暴言等の否定的な発言をせず、プラス志向の発言に努める。(アンガーマネジメント)

## 6 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、本校では、以下の7項目において、具体的な取組を組織的・計画的に実践する。

- (1) アンケートの定期的な実施による情報の収集と共有
  - ア 毎学期「学校楽し〜と」を実施する。
  - イ 必要に応じていじめに特化したアンケートを実施する。
- (2) 「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、学級の様子や児童一人一人の表情や行動を観察する。
- (3) 県作成の「いじめ対策必携」の活用をする。
- (4) 定期的な教育相談による児童の状況把握と情報共有をする。
- (5) スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用をする。
- (6) 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施する。
- (7) 学校の取組の発信及び情報の収集・共有する。(学校だより、学級PTA、小中連携)

## 7 日常の取組

学級担任	養護教諭	生徒指導主任	家庭地域との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業・給食・掃除・休み時間等児童の行動や表情をよく観察する。</li> <li>○ 表情や服装、宅習・日記などに気掛かりになる点はないか注意を払う。</li> <li>○ 気になる児童に声かけをし、悩みを聞く。</li> <li>○ 児童が変わった様子はないか日頃から家庭とよく連絡を取り合う。</li> <li>○ 道徳や学級活動の時間にいじめ問題を取り上げ、児童の意識を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童の心の状態を把握し、よき話し相手になる。</li> <li>○ 保健室での子どもの様子をよく把握し、担任と情報を共有する。</li> <li>○ 学級担任と連携して、解決への支援をする。</li> <li>○ いじめや不登校等に関する児童の情報を学年主任や生徒指導主任に提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学年の子どもの状況を把握する。</li> <li>○ 保健室との連絡体制をとる。</li> <li>○ 学校全体のいじめ実態把握の手立てを講じ、全職員へ情報の提供をする。</li> <li>○ PTA や学校評議員と連携し、校外の情報体制を整える。</li> <li>○ 教育相談体制を整える。</li> <li>○ 問題行動について校長・教頭へ逐次状況を報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA 生活・保体部・子ども会・学校評議員</li> <li>○ 校外での子どもの状況を観察し、声かけや指導を心がける。</li> <li>○ 情報交換をし、地域ぐるみで育成に取り組む体制づくりを進める。</li> </ul>

## 8 いじめの早期対応

本校では、いじめが確認された場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに生徒指導主任に報告し、組織的な対応を行う。担任は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、当該児童の保護者と連携をとる。いじめたとされる児童に対して、担任と生徒指導主任等二人以上で正確な事実確認を行い、状況を文書化し、情報を共有する。生徒指導主任が、早急に「いじめ防止対策委員会」を臨時に招集し、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容の共通理解を行い、いじめたとされる児童の保護者と連携を図り、適切に指導する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。

①いじめの発見	②正確な実態把握	③対応の決定	④児童の指導・支援保護者との連携	⑤今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめ防止対策委員会」を招集する。</li> <li>・ いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。</li> <li>・ 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、放課後等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴き取りには担任と学年主任等、二人以上で対応する。</li> <li>・ いじめられた児童、周りの児童、いじめた児童から個々に聴き取り記録する。</li> <li>・ 関係する職員間で情報を共有し、事実を正確に把握する。</li> <li>・ ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な指導・援助の方針を検討する。</li> <li>・ 全職員の共通理解を図る。</li> <li>・ 支援チームを構成し、職員の役割分担を明確にする。</li> <li>・ 教育委員会への報告、関係機関との連携を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめられた児童の安全確保に配慮し、不安を取り除く。</li> <li>・ いじめた児童には、相手の苦しみや痛みを十分に伝える中で、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。</li> <li>・ 保護者に直接会って、具体的な対策を話し、今後の学校との連携方法を話し合う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 形式的な問題解決にならないよう継続的に指導や支援を行う。</li> <li>・ いじめられた児童、いじめた児童双方に対して、スクールカウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。</li> </ul>

9 いじめ早期発見のためのチェックリスト

<いじめが起こりやすい・起こっている集団>

- 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- グループ分けをすると特定の子どもが残る。
- 班にすると机と机の間に隙間がある。
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている。

<いじめられている子>

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる。
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 顔色が悪く、元気がない。
- 早退や一人で下校することが増える。
- 遅刻・欠席が多くなる。
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行ききたがる。
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる。
- 班編成の時に孤立しがちである。
- 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- 教職員の近くにいたがる。
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる。
- 他の子どもの机から机を少し離している。
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
- 食べ物にいたずらされる。

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている。
- 一人で離れて掃除をしている。

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- 理由もなく成績が突然下がる。
- 少年団活動や金管バンド等を休むことが多くなり、やめると言い出す。
- 服に靴の跡がついている。
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている。
- 手や足にすり傷やあざがある。
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない。
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする。

<いじめている子>

- 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ。
- 教職員によって態度を変える。
- 教職員の指導を素直に受け取れない。
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す。
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする。
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう。

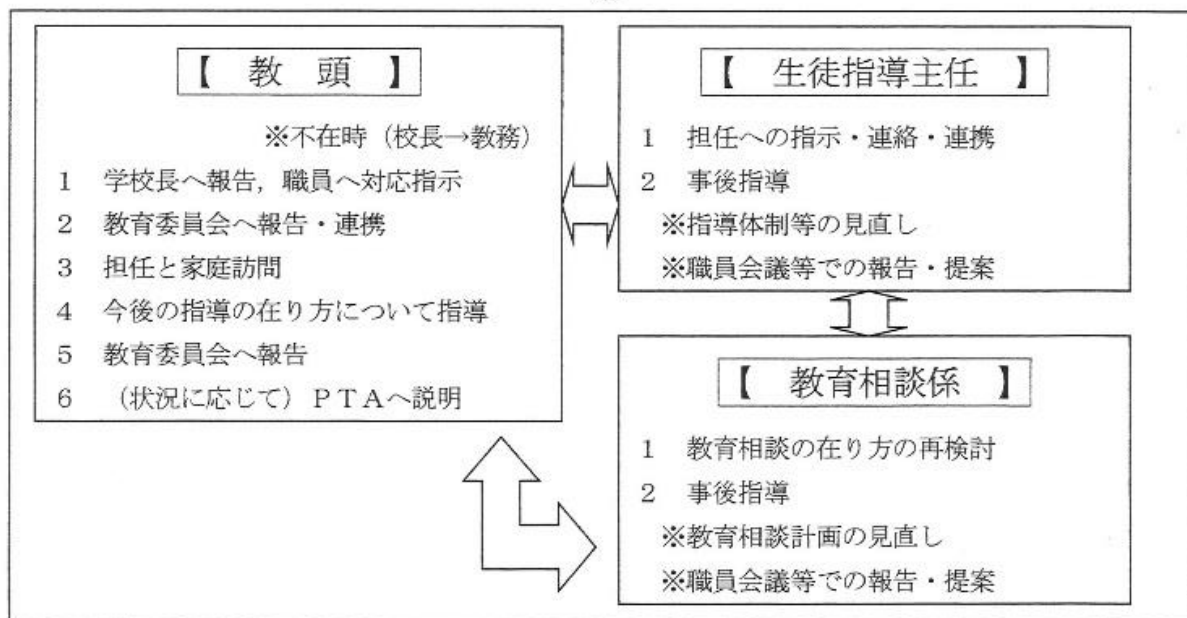
(3) ケース3 「いじめ」を発見した場合

## いじめを発見した場合

いじめを発見

### いじめと思われる事案を発見した場合（担任）

- 1 いじめの事実・具体的な内容を正確に把握する。
  - ・事実関係の確認 ・当初に把握したいじめ以外にいじめはないかを確認
- 2 教頭・生徒指導主任へ報告（第1報）※把握したら迅速に報告
- 3 校長・教頭の指導を受け、解決・改善策をとる。
- 4 家庭訪問をし、保護者への説明・連携をとる。
- 5 職員朝会・職員会議で共通理解を図り、以後の指導を行う。



### 《 いじめの発見・防止に努める 》

- ・ あらゆる場面でアンテナを高くし、いじめの早期発見に努める。  
(表情、遊び、会話、授業時の態度、専科等の情報、生活ノート、連絡帳、行事の時の様子等)
- ・ 道徳、特別活動、各教科の中で、「いじめ問題」の指導を継続して行う。